

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和5年第1回美里町国民健康保険運営協議会

2 開催日時

令和5年2月21日（火）午後3時00分から
午後4時00分まで

3 開催場所

美里町中央コミュニティセンター 第3研修室

4 会議に出席した者

（1）委員

大森俊雄委員（公益代表）、渡邊雅光委員（公益代表）、伊藤正雄委員（公益代表）、齋藤惇子委員（被保険者代表）、佐藤優子委員（被保険者代表）

（2）事務局

町民生活課長 阿部伸二、町民生活課課長補佐 中川由華、主幹兼係長 佐藤千賀子、主事 工藤俊樹

税務課長 寒河江克哉、主幹兼係長 早坂晴美

健康福祉課 技術主査 及川沙希

会議に欠席した者

野田清一委員（保険医代表）、矢野英史委員（保険医代表）、佐藤諒（保険医代表）、菅原隆司委員（被保険者代表）

5 議題及び会議の公開・非公開の別

（1）議 題

美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度美里町国民健康保険特別会計予算について

その他 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の取組について

（2）会議の公開・非公開の別 公開

6 非公開の理由

該当なし

7 傍聴人の人数

0 人

8 会議資料

- ・美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について（案）
- ・美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について 新旧対照表
- ・令和4年度美里町国民健康保険特別会計補正予算について（案）
- ・令和5年度美里町国民健康保険特別会計予算について（案）
- ・令和4年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 事業報告
- ・延ばそう美里町の健康寿命

9 会議の概要

（1）議題の審議結果又は今後の対応

審議事項について、原案のとおり承認、町長へ答申。

（2）詳細な意見（発言者氏名及び発言内容の記録（要点筆記））

【 会議の概要 】

午後3時00分開会。相澤町長挨拶。議長を会長の大森俊雄委員が行う。会議録署名委員は、伊藤委員、佐藤委員が行う。町長より諮問を受けた。

○大森会長：ただいま町長より諮問を受けました、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審議に入ります。事務局より説明願います。

○中川課長補佐：（資料に基づき説明した。）

○大森会長：ただいま説明のありました、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質問ございませんか。

○渡邊委員：出産育児一時金については、4か月以上の正常分娩ということで理解してよろしいでしょうか。

○中川課長補佐：こちらは、正常分娩、異常分娩に関わらず支給されるものになります。

○渡邊委員：現在、正常分娩での費用はどのくらいかかるのでしょうか。また、「町長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。」との記載がありますが、過去にこういったケースはあったのでしょうか。

○中川課長補佐：令和３年度のデータではございますが、差額ベッド代等を除いたものといたしまして、正常分娩ですと平均で４７万千円程度かかっています。公立病院ですと４５万５千円程度、出産後の母子に対するケアが厚いといった病院ですと、５０万円程度かかっているようです。また、帝王切開を含んだ異常分娩といわれるものですと４２万円程度となっているようです。現在、出産育児一時金の支給方法としては、窓口に出産届を提出した際にその場でお渡しするといった方法ではなく、国保連合会を通して病院に直接支払いをするといった方法となっており、入院費から出産育児一時金を差し引くというものになっております。そのため、帝王切開等の異常分娩の場合ですと、４２万円を超えない場合がありますので、その分の差額をご本人様あてに差額の支給申請のお知らせを送付し、申請をいただいた後に支給をしています。

先ほどお話をいただきました、条例にある３万円につきましては、産科医療保障制度の掛け金が１万２千円となっています。産科医療保障制度とは、出産されたお子様が、脳性麻痺等の場合に保証をするという掛け金で、条例等で定めている金額に１万２千円を加算して総支給額４２万円の支給としています。それを、含めて最大３万円支給するものになっています。ただし、１万２千円を超えて３万円未満の支給は、いまのところございません。

○大森会長：他に何かございますか。

（意見、質問なし）

○大森会長：意見、質問がないようですので、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員一同：はい。

○大森会長：美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認することに決しました。

○大森会長：続いて、令和４年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、事務局より説明願います。

○中川課長補佐：（資料に基づき説明した。）

○大森会長：ただいま説明のありました、令和４年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、質問ございませんか。

（意見、質問なし）

○大森会長：意見、質問がないようですので、令和４年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員一同：はい。

○大森会長：令和４年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、原案のとおり承認することに決しました。

○大森会長：続いて、令和５年度美里町国民健康保険特別会計予算について、事務局

より説明願います。

○中川課長補佐、早坂主幹兼係長：（資料に基づき説明した。）

○大森会長：ただいま説明のありました、令和５年度美里町国民健康保険特別会計予算について、質問ございませんか。

○齋藤委員：財政調整基金繰入金について、令和４年度時点の予算が１億６千万円となっており、補正予算で５千３百万円の減額となっておりますが、現時点での国民健康保険財政調整基金の残高はいくらになっていますか。

○中川課長補佐：美里町の財政調整基金の残高は約６億円ございます。令和２年度までは約９億円ございましたが、議会から他市町村と比較して基金の残高が多いとご指摘を受け、保険事業や国民健康保険税の減額に関わる部分に基金を調整できないのかとお話がありました。そのため、先ほどの資料説明にもございました国民健康保険税の均等割額の軽減につきましても、財政調整基金を使って調整させていただいています。

○齋藤委員：わかりました。

○大森会長：他に何かございますか。

○齋藤委員：収納率向上特別対策事業費について、令和４年の美里町の収納率はどのくらいですか。令和４年の収納率が固まってないのであれば直近の収納率でもいいです。

○早坂主幹兼係長：現在手持ちの資料が令和５年１月末時点での収納率になります。令和５年度国民健康保険税の最終納期である１０期が令和５年２月２８日納期限であるため、すべての保険税が納められていない時点での収納率にはなりますが、１月末時点の現年度分国民健康保険税の収納率につきましては８０．３８％となっています。滞納繰越分につきましては、２２．８２％となっております。令和３年度につきましては、現年度課税分が９６．６０％、滞納繰越分につきましては、２６．２６％となっております。

○齋藤委員：９６．６０％という収納率は、宮城県内でどの程度の順位になりますか。

○寒河江税務課長：収納率に関しましては、低い時期はありましたが、徐々に伸びておりまして、令和３年度につきましては、宮城県内では１１番目となっております。

○大森会長：よろしいですか。他に何かございますか。

（意見、質問なし）

○大森会長：意見、質問がないようですので、令和５年度美里町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員一同：はい。

○大森会長：令和５年度美里町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり承認することに決しました。また、諮問いただきました案件について、原案どおり

答申いたします。

○大森会長：その他に入ります。事務局からございますか。

○中川課長補佐：本日追加で配布させていただきました資料につきまして、令和4年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の事業報告並びに取組み内容につきまして委員の皆様にご説明させていただきます。

○及川技術主査：（資料に基づき説明した。）

○大森会長：ただいま説明のありました、令和4年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の事業報告並びに取組み内容について質問ございませんか。

○渡邊委員：美里町の現状という項目について、平均寿命と健康寿命という表がありますが、僅かな差ではありますが、県平均と比較して健康寿命は美里町のほうが高く、平均寿命は県平均の方が短くなっています。私の理解では、健康寿命が高ければ平均寿命も高くなるものだと思うのですが、この差はどういったものなのでしょう。男女ともに同じような傾向がある様にみえるのですが。

○及川技術主査：統計の結果ではありますが、美里町の場合、平均寿命から健康寿命を差し引いた期間がとても短くなっています。これが、所謂「ピンピンコロリ」といったものなのか、病院に行くのを我慢して受診した頃には、容態が悪くなっているものなのかは、把握ができていないのが現状です。

○渡邊委員：わかりました。

○大森会長：他に、質問等ございませんか。

（意見、質問なし）

○大森会長：ないようですので、これをもちまして令和5年第1回美里町国民健康保険運営協議会を終了いたします。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年 月 日

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____